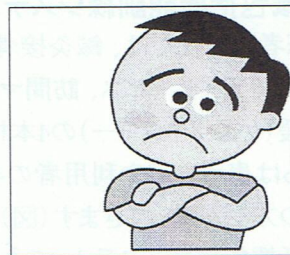


介護予防における柔道整復師・ 鍼灸師の役割 ⑤



地域包括ケアシステム

2005年の介護保険制度改革では、地域包括支援センターの創設、ケア付き居住施設の充実等の居住系サービスの充実、予防重視システムの転換として新予防給付・介護予防事業の創設、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設、食費・居住費の見直し等、地域包括ケアに関連する改革が行われました。一方、医療改革では、2006年に平均在院日数や社会的入院の是正を目的とした医療費の適正化、療養病床の再編成、後期高齢者医療制度の設立が行われました。また、2009年には「安心と希望の介護ビジョン」や社会保障国民会議における議論等を受けて、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の計画期間以降を展望し、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)の実現に向けた検討を整理するための「地域包括ケアシステム」報告書が出されました。この報告書は柔道整復師・鍼灸師(以下、柔道整復師等)が地域包括ケアシステムに参入するヒントになる可能性があるため解説をします。

「地域包括ケアシステム」とは、おおむね30分以内に駆けつけられる圏域で、個々人のニーズに応じて、医療・介護等の様々なサービスが適切に提供できるような地域での体制を作ることです。つまり、これまでのように、「施設」か「在宅」の選択肢ではなく、「多様な住まい」に居住する高齢者に対し、療養場所を問わず、必要な医療、介護、生活支援サービスを継続的・包括的に提供するシステムの構築を目指したものです。それを支える中核機関が地域包括支援センターです。それでは柔道整復師等は地域包括ケアシステムのメンバーになるにはどのような役割をすればよいでしょうか。これからは、高齢の患者さんが次第に生活機能

が低下し、通院できなくなったときにケアネジャーや地域包括支援センターと連絡を取り合いながら患者さんの在宅生活を支えてあげられる施術者が求められています。柔道整復師等は治療院から、もっと外に出て地域のコミュニティと触れ合わなければならないでしょう。患者さんが要介護状態となった時に、自らサービス担当者会議に出席して、多職種と共に「生活機能」を話し合える施術者であってほしいです。

報告書では、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の役割分担の確立が挙げられました。「自助」は、自らの選択に基づいて自らが自分らしく生きるための最大の前提であり、「互助」は、家族・親族等、地域の人々、友人たち等との間の助け合いにより行われるものです。したがって、「自助」や「互助」は、単に、介護保険サービス(共助)等を補完するものではなく、むしろ人生と生活の質を豊かにするものであり、「自助・互助」の重要性を改めて認識することが必要である、と述べられています。とくに「互助」(住民主体のサービスやボランティア活動等)の重要性と地域包括支援センターの役割について強く提言されています。実際、地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントなど介護予防業務が忙しく、「互助」のコーディネートまで手が回らないでしょう。それに、地域自治が希薄になっている今日、「互助」の考え方を浸透させることは非常に困難と思われます。それならば一層、街の接骨院や鍼灸院が「互助」の役割を買って出ることはできないでしょうか。接骨院が民生委員・ボランティア・近隣住民等の見守りネットワークの拠点に成れないでしょうか。「互助」の精神で、地域活動を担っていけば、きっと新しいことが見えてくるはずですよ。